

給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況（公表： 可 不可 ）

受講者名 (公表対象外)	研修会名及び実施団体	受講年月日	研修内容 (自社内研修の場合に記入してください)
例) 鳥山 太郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	平成 29 年 7 月 20 日	
例) 南那須 花子	自社内研修 分水工事に関する業務研修	平成 30 年 5 月 15 日	県道に敷設された本管における分水工事の技術的指導など

※過去 5 年以内の受講が対象となります。

※公表には、本市ホームページ等への掲載を含みます。

※受講者名は、公表の対象ではありません。

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※自社内研修については、研修内容を記載してください。

<参考>

水道法施行規則第 36 条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。